

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働者災害補償保険法等の一部改正
関係）要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 保険給付に関する審査請求をしている者は、当該審査請求をした日から三月を経過しても決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができるものとすること。

二 保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分に関する審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができないものとすること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正

一 審査請求

(一) 労働保険審査官の除斥事由

労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、審査請求に係る処分に関与した者等以外の者でなければならないものとすること。

(二) 標準審理期間

厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他適当な方法により公にしておかなければならぬものとすること。

(三) 審査請求の期間

審査請求は、正当な理由があることを疎明したときを除き、審査請求人が処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができないものとすること。

(四) 審査請求の手続の計画的進行

審査請求人、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下「利害関係者」という。）、厚生労働大臣に指名された関係労働者及び関係事業主を各々代表する者（以下「参与」という。）並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならないものとすること。

(五) 口頭による意見陳述

イ 審査官は、審査請求人又は審査請求があつたことについて審査官から通知を受けた利害関係者からの申立てがあつたときは、意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとすること。

ロ イの意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、利害関係者を招集してさせるものとすること。

ハ 口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとすること。

二 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができるものとすること。

文書その他の物件の提出

イ 審査請求人、審査請求があつたことについて審査官から通知を受けた利害関係者及び参与は、証

拠となるべき文書その他の物件を提出することができるものとすること。

- 口 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができるものとすること。

ハ イ及びロの場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとすること。

(七) 審理のための処分

審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人、審査請求があつたことについて審査官から通知を受けた原処分をした行政庁、利害関係者若しくは参与の申立てにより又は職権で、文書その他の物件の所有者、所持者又は保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命ずる等の処分をすることができるものとすること。

(八) 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜そうしている等事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、(五)、(六)及び(七)の審査請求の手

続（以下この(八)において「特定審査請求手続」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は原処分をした行政庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるものとすること。

(九) 審査請求人等による文書その他の物件の閲覧

イ 審査請求人又は原処分をした行政庁、利害関係者及び参与は、決定があるまでの間、審査官に対し、(六)及び(七)により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録にあつては記録された事項を厚生労働省令により定めたところにより表示したもの）の閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めるができるものとすること。この場合において、審査官は第三者の利益を害する恐れがあると認めるとき、その他正当な理由があるときで無ければ、その閲覧又は交付を拒むことができないものとすること。

ロ イの交付を受ける審査請求人及び利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないものとすること。ただし、審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、手数料を減額し、又は

免除することができるものとすること。

二　再審査請求等

(一) 秘密保持義務

労働保険審査会（以下「審査会」という。）の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。その職を退いた後も同様とすること。

(二) 再審査請求期間

再審査請求は、審査請求の決定書の謄本が送付された翌日から起算して二月を経過したときは、することができないものとすること。

(三) 参加

イ　再審査請求への参加は、代理人によつてすることができるものとすること。

ロ　イの代理人は、各自、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができるものとすること。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することがで
きるものとすること。

(四) 意見の陳述

イ　意見の陳述は、審査会が審理期日に、全ての当事者を招集してさせるものとすること。

ロ　イの意見の陳述において、審査長は、当該申立てした者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとすること。

ハ　イの意見の陳述に際し、当該申立てをした者は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に關し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができるものとすること。

(五) その他

一の(二)、(四)及び(六)から(九)までの規定を再審査請求においても準用するものとすること。

三　罰則

審査会の委員である者又は委員であつた者で、二の(一)に違反して、職務上知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとすること。

四　その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 一 概算保険料及び確定保険料の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとすること。
- 二 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとすること。

第四 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正

- 一 一般拠出金の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとすること。

- 二 一般拠出金等の徴収に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとすること。

第五 附則

一 施行期日

これらの法律は、行政不服審査法の施行の日^(注)から施行すること。

(注) 行政不服審査法の施行期日は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

二 経過措置

これらの法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。